

徳島県告示第三百三十四号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林の指定を解除する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和五年七月十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 解除に係る保安林の所在場所

三好市東祖谷菅生一六四の一八・一六四の一九・一六五の二・一六五の三（以上四筆
国有林）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

道路用地とするため